

## 今後の歯科診療における留意事項等について

日本歯科医師会は2日、「今後の歯科診療における留意事項等」を都道府県歯科医師会に発出しました。

文書は、通常診療での標準予防策に加えてこれまで講じてきた感染防止措置の中から、有効とされる対応を、日本歯科医学会連合の見解を得つつとりまとめたもので、地域や各歯科医療機関の状況を踏まえつつ、参考にしてもらいたいとしています。なお、これらを含む内容について日本歯科医学会連合でとりまとめたものが、同学会ホームページの「コロナ時代の新たな歯科システムを新機軸ー歯科における感染予防ー」[http://www.nsigr.or.jp/coronavirus\\_protect.html](http://www.nsigr.or.jp/coronavirus_protect.html) で公表されています。

### 留意事項の主な内容

#### 【診療に関する事項】

- 診療室内のエアロゾル対策
- 手袋、ゴーグルまたはフェイスシールドについて
- 歯科用ユニット、周囲、その他接触部位の消毒
- 印象材、技工物等の消毒
- X線撮影について
- 患者さんの健康管理
- 治療前後の含嗽（口、喉のうがい）

#### 【診療環境に関する事項】

- 密集、密接、密閉の回避
- 接触感染予防
- 受付環境

#### 【スタッフに関する事項】

- 体調管理
- 医局内での注意事項

## 厚生労働省関係の通知より

※詳細は下記のアドレスからご覧ください

### ◎令和2年5月診療分の診療報酬等の概算前払について（5月27日）

新型コロナウイルス感染症により収入が減少し、（独）福祉医療機構等による融資が実施されるまでの間の保険医療機関等の資金繰り対策として、6月下旬の支払時に5月診療分の診療報酬等の概算前払が行われます。

申請は社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会で締切りは令和2年6月5日（金）になります。※郵送は6月5日必着。

### ◎緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について（5月27日）

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言の解除を受けて、歯科健康診査・歯科保健指導などの「緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等の実施」、「各種健診等を実施する際の感染拡大防止等」、「緊急事態宣言が再度行われた場合の対象地域における各種健診等の実施」について、それぞれの対応方法などが記載されています。

都道府県歯科医師会宛ての各通知は、日歯 HP 内の「新型コロナウイルス感染症について」（歯科医師のみなさまへ）およびメンバーズルーム (<https://www.jda.or.jp/member/>) に掲載しています。



歯科医師向け

発行責任者：公益社団法人 日本歯科医師会  
 常務理事 小山茂幸  
 本ニュースレターに関する問い合わせは、  
 03-3262-9322（広報課）にご連絡ください